

「医療費のお知らせ」・「支給決定通知書」
照会時の注意事項について

1. 照会可能期間

平成29年8月以降の通知から(最長2年間まで)照会可能です。

※初回(平成29年8月中旬)に照会できる内容

「医療費のお知らせ」:平成29年5月診療分

「支給決定通知書」:平成29年5月診療分から算出された「高額療養費」、「付加金」等、及び個人からの請求に基づく「傷病手当金」「療養費」等の各種給付金

※登録したパスワードの有効期限は、360日間です。この期間を経過していた場合は、パスワード変更画面が表示されますので、新しいパスワードの登録を行なってください。

2. 診療内容・支払金額等をご確認ください。

お手元にある医療機関発行の「領収書」「明細書」等とご確認いただき、受診した覚えのない請求・支払額の誤り等、内容について不審な点、疑問点がありましたら健保組合へご連絡ください。

※保険診療対象外の医療費等については掲載されません。

以上